

日薬業発第 120 号
令和元年 7 月 5 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

「組合員証等のカード化等に伴う事務の取り扱いについて」の一部改正について

標記について、財務省主計局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、国家公務員共済組合の組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いが一部改正されたことに関するものです。

組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いの一部改正につきましては平成 26 年 8 月 5 日付け日薬業発第 129 号にてお知らせしたところですが、今般、組合員証等の検認期間の取扱いが一部改正されたとのことです。

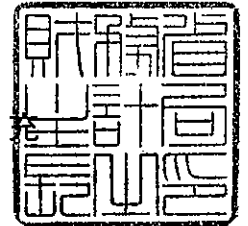
取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

117.4
7

財計第3007号
令和元年6月28日

日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局長 太田



「組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

「組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて」（平成19年9月21日財計第1980号）の一部を別添のとおり改正したので通知する。

○組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて（平成19年9月21日 財計第1980号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>○組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて</p> <p>第2 組合員証等の検認に関する事項</p> <p>1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合についても、施行規則第92条第1項（施行規則第95条第3項、第95条の2第3項及び第127条の2第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づき組合員証等の検認については、少なくとも5年ごとに、本部長が定める期間に実施することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 被扶養者の要件の確認に関する事項</p> <p>施行規則第95条第3項（施行規則第127条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による被扶養者の要件の確認については、組合員被扶養者証又は船員組合員被扶養者証の交付を行った組合員に対して次のとおり行うこととし、無資格者の排除に努めることとする。</p> <p>(1) 毎年、本部長が定める期間に実施すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>○組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて</p> <p>第2 組合員証等の検認に関する事項</p> <p>1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合についても、施行規則第92条第1項（施行規則第95条第3項、第95条の2第3項及び第125条第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づき組合員証等の検認については、少なくとも5年ごとに、7月からその年の10月までの間で本部長が定める期間に実施することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 被扶養者の要件の確認に関する事項</p> <p>施行規則第95条第3項（施行規則第125条第2項において準用する場合を含む。）の規定による被扶養者の要件の確認については、組合員被扶養者証又は船員組合員被扶養者証の交付を行った組合員に対して次のとおり行うこととし、無資格者の排除に努めることとする。</p> <p>(1) 毎年、7月からその年の10月までの間で本部長が定める期間に実施すること。</p> <p>(2) (略)</p>